

令和七伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

大分県知事 佐藤 樹一郎

保安林種		単位区域名		許可できる面積の限度（ヘクタール）			
水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	山国川地区	5	0	5	0	
		駅館川地区	6	2	1	1	0
		西国東地区	4	5	1	1	0
		東国東地区	1	0	3	5	1
		別府地区	3	1	4	9	7
		大分川地区	5	9	1	8	7
		大野川地区	1	7	1	0	9
		北海部地区	2	1	7	1	0
		番匠川地区	1	0	8	6	1
		北川上流地区	9	7	9	6	4
		日田地区	6	2	5	4	6
		玖珠川地区	8	1	1	1	0
		山国川地区	1	9	0	6	0
		駅館川地区	4	6	6	9	8
		西国東地区	2	8	0	7	5
		東国東地区	6	7	7	4	1
		別府地区	3	4	4	3	3
		大分川地区	1	1	2	3	3
		大野川地区	1	6	6	0	0
		北海部地区	1	0	5	8	5
		番匠川地区	3	4	4	6	4
		北川上流地区	3	4	6	8	7
		日田地区	1	0	8	6	4
		玖珠川地区	2	1	0	4	4
		大分川地区	0	0	0	1	8
		番匠川地区	0	0	0	8	8
		日田地区	0	0	0	8	8
別府地区	0	0	1	4	4		
山国川地区	3	3	6	6	6		
駅館川地区	3	3	9	8	8		
西国東地区	4	1	6	6	6		
東国東地区	3	0	8	8	8		
大分川地区	0	4	7	7	7		
大野川地区	9	2	4	4	4		
北海部地区	1	1	2	0	0		
番匠川地区	2	4	7	9	9		
日田地区	1	1	8	4	4		
玖珠川地区	1	1	1	4	4		
大分北部地区	3	7	0	1	1		
大分南部地区	9	1	6	6	6		

保健保安林

干害防備保安林

防風保安林

土砂崩壊防備保安林

土砂流出防備保安林

水源かん養保安林

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）